

第2節

海洋安全保障の確保

防衛大綱は、海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することは、平和と繁栄の基礎であり、極めて重要であるとしている。この観点から、防衛省・自衛隊はインド、スリランカなどの南アジア諸国、東南アジア諸国と

いったインド太平洋地域の沿岸国自身の海洋安全保障に関する能力向上に資する支援を推進している。また、共同訓練・演習や部隊間交流、これらに合わせた積極的な寄港などを推進するとともに、関係国と協力した海賊への対応や海洋状況把握 (MDA) の能力強化にかかる協力などの取組を推進している。
Maritime Domain Awareness

1 海洋安全保障の確保に向けた取組

(1) 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家として、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本的ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割を發揮することとしている。

また、18（平成30）年5月、第3期海洋基本計画が閣議決定された。本計画においては、海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取り組むことを明記している。

これに向け政府は、わが国の領海などにおける国益の確保、わが国の重要なシーレーンの安定的利用の確保などに取り組むこととしている。

また、海洋に関する施策に活用するため、海洋関連の多様な情報を艦艇、航空機などから収集、集約・活用するMDAの強化に向けた取組を一層強化することとしている。

なお、中国とASEANが策定に向け協議を続け

ている南シナ海行動規範 (COC) に対し、わが国としては、COCは、国連海洋法条約を始めとする国際法に合致すべきであり、南シナ海を利用するステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならないとの立場を表明している。
Code of Conduct in the South China Sea

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。19（令和元）年11月のADMMプラスにおいて、河野防衛大臣は、あらゆる一方的な現状変更の試みや他国に対する威圧へ強く反対し、係争中の地形の非軍事化と国連海洋法条約に従った紛争の平和的解決を強く要請する旨を述べた。また、海自は、これまで、西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) の枠組みのもとで「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」(CUES) を策定するなどの取組も行った。
Western Pacific Naval Symposium
Code for Unplanned Encounters at Sea

2 海賊対処への取組

1 海賊対処の意義

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとって

は、看過できない問題である。わが国は、海賊行為に対しては、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できない又は著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

ソマリア沖・アデン湾は、わが国及び国際社会

にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たる。人質の抑留による身代金の獲得などを目的とした機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したことを受けて採択された08（平成20）年6月の国連安保理決議第1816号をはじめとする決議¹により、各国は同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦及び軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。海賊対処のための取組としては、09（平成21）年1月に第151連合任務部隊（CTF151²）が設置されたほか、Combined Task Force 欧州連合（EU）は08（平成20）年12月から「アタランタ作戦」を実施しており、また、これらに属さない各国独自の活動も行われている。

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、現在低い水準で推移しているものの、海賊を生み出す根本的な原因とされているソマリア国内のテロや貧困などはいまだ解決されていない。また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。このように、わが国が海賊対処を行っていかなく

ればならない状況に大きな変化はない。

Q 参照 II部5章1節3項3（海賊対処行動）
図表Ⅲ-3-2-1（ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況）

2 わが国の取組

（1）海賊対処行動のための法整備

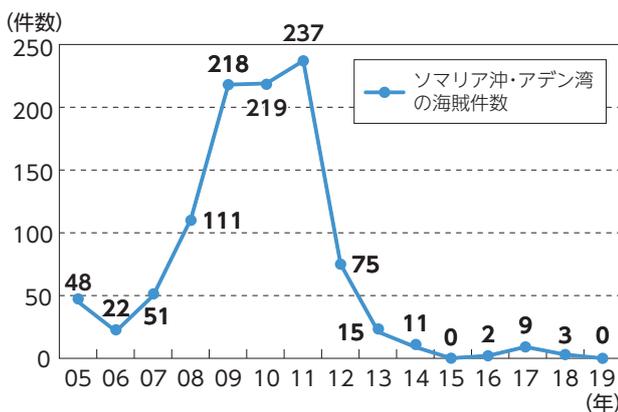
09（平成21）年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、護衛艦2隻³がわが国関係船舶の直接護衛を開始し、P-3C哨戒機も同年6月より警戒監視などを開始した。

その後、海賊対処法⁴が同年7月から施行されたことにより、船籍を問わず、全ての国の船舶を海賊行為から防護することが可能となった。また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

さらに、13（平成25）年11月、「海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の施行により、一定の要件を満たした場合に限り、警備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備が可能となった。

Q 参照 資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限等について）

図表Ⅲ-3-2-1 ソマリア・アデン湾における海賊等事案の発生状況



（注）資料は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。



ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動に向け出発する海自隊員（19（令和元）年11月）

1 ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号及び1851号（以上08（平成20）年採択）、決議第1897号（09（平成21）年採択）、決議第1918号及び1950号（以上10（平成22）年採択）、決議第1976号及び2020号（以上11（平成23）年採択）、決議第2077号（12（平成24）年採択）、決議第2125号（13（平成25）年採択）、決議第2184号（14（平成26）年採択）、決議第2246号（15（平成27）年採択）、決議第2316号（16（平成28）年採択）、決議第2383号（17（平成29）年採択）、決議第2442号（18（平成30）年採択）並びに決議第2500号（19（令和元）年採択）がある。

2 パーレーンに司令部を置く連合海上部隊（CMF：Combined Maritime Force）が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、09（平成21）年1月に設置を発表した。

3 16（平成28）年12月以降、1隻に変更

4 正式名称：「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」

(2) 自衛隊の活動

ア 派遣海賊対処行動水上部隊などの部隊派遣

派遣海賊対処行動水上部隊、派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊を派遣し、現地における活動を実施している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦（1隻派遣）により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗⁵している。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C哨戒機（2機派遣）により海賊行為への対処を行っている。CTF151司令部との調整により決定した飛行区域において警戒監視を行い、不審な船舶の確認と同時に、海自護衛艦、他国艦艇及び民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、警備や拠点の維持管理などを実施している。

また、派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊に必要な物資などの航空輸送を実施するため、空自輸送機を定期的に運航している。

なお、本邦においてP-3C哨戒機の定期的な点検・整備を実施するため、ジブチ国内で新型コロナウイルスが蔓延する状況においても、関係当局と緊密に調整し、感染防止のための万全の措置を実施したうえで、4月下旬、交代のためのP-3C哨戒機を派遣した。

イ 第151連合任務部隊（CTF151）司令部派遣隊 海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛

隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、14（平成26）年8月以降、CTF151司令部に司令部要員を派遣している。また、15（平成27）年5月から8月までの間には、自衛隊から初めてCTF151司令官を派遣し、その後、17（平成29）年3月から6月、18（平成30）年3月から6月及び20（令和2）年2月から6月までの間もそれぞれCTF151司令官及び司令部要員を派遣した。

ウ 活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、20（令和2）年3月31日現在で4,027隻であり、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全にアデン湾を通過している。

また、航空隊は、20（令和2）年3月31日現在で飛行回数2,486回、延べ飛行時間約18,570時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供約14,600回の活動を行っている。アデン湾における各国の警戒監視活動の約7から8割を航空隊が担っている。

Q 参照 図表Ⅲ-3-2-2（自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ図））

図表Ⅲ-3-2-3（派遣部隊の編成）

3 わが国の取組への評価

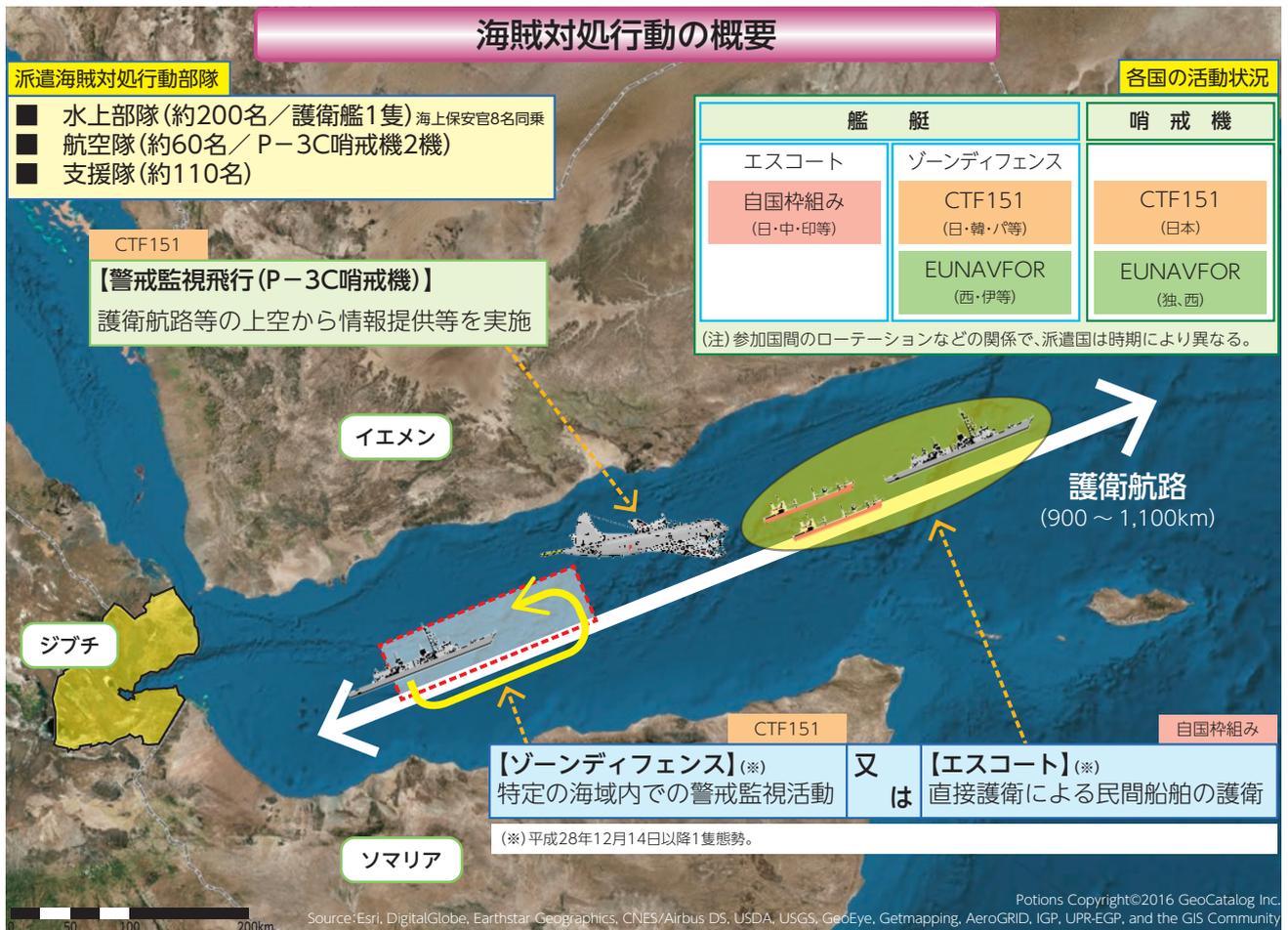
自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。また、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。



動画：【海外派遣】第34次派遣海賊対処行動水上部隊 活動記録
URL：<https://www.youtube.com/watch?v=rjVR7dAID2k>

⁵ 海自護衛艦には海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行う。

図表Ⅲ-3-2-2 自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ図）



図表Ⅲ-3-2-3 派遣部隊の編成

